

南京大虐殺事件に関する審判

孟国祥

戦後、南京軍事法廷、極東国際軍事法廷（東京裁判）の日本戦犯に対する裁判で、共に南京大虐殺についての事実確認が行われている。特に東京裁判の判決書には専ら一章を設けて南京大虐殺事件の認定を行っている。この二つの法廷での日本戦犯に対する審判から南京大虐殺事件の基本事実を見てみる。

- 一、戦犯審判法廷の設立（組織、法理）
- 二、南京大虐殺事件の立件と審理
- 三、極東国際軍事法廷による戦犯審理
- 四、軍事法廷による審判結果とその影響

戦犯審判法廷の設立

1、戦後連合国による戦犯処理の政策

連合国による国際会議で協議された『ニュルンベルク国際軍事法廷憲章』と『極東国際軍事法廷憲章』の制定と実施に集中的に表現されている。

1941年12月4日、ソ連政府はスターリン署名の宣言を発表し、率先して戦争終結後にヒトラー等の戦争犯罪者を厳罰に処すよう要求した。1941年末、イギリス首相のチャーチルは“これらの戦争犯罪者を懲罰することは、今日から戦争の主要な目的の一つとなる”と表明。1942年1月13日、ドイツの侵略に遭ったフランス、ベルギー、チェコスロバキア、ポーランド、ノルウェーなどヨーロッパ9カ国の亡命政府はイギリスのロンドンで会議を開き、『戦時犯罪を懲罰することに関する宣言』に署名。

1943年10月、米英の提案によって、連合国はイギリスのロンドンにおいて正式に“戦争犯罪調査委員会”設立を決定し、ドイツ、イタリア、日本のファシズム戦争犯罪に対する調査活動を開始した。11月3日、ソ連、アメリカ、イギリスの三国の外相会議はモスクワにおいて『モスクワ宣言』を発表。再度戦犯を厳罰に処すことを表明した。この声明は、それぞれの土地で嚴重な暴行を行った戦犯はその者が犯罪を犯した国に連行し、それら解放された国家及び成立した自由政府の法律によってその犯罪を裁くことに資する為である。主要戦犯の案件については“連合国政府が共同で審判を行うべきである”と述べられ、連合国が国際法廷を通じて戦争犯罪を審判するという構想を表明した。

1944年、連合国戦犯審査委員会が成立し、『国際戦犯裁判所公約』と『連合国戦犯引き渡し公約』を制定。1945年7月26日には米、英、中三カ国が『ポツダム宣言』を発表し、戦争犯罪者への懲罰に関し、明確に“我々は日本民族と国家の消滅を意図するものではない

いが、わが国の俘虜への虐待を含む戦犯に対しては厳正な法的制裁を行う”と表明した。上述の連合国の重要決議、特に『ポツダム宣言』は極東国際軍事法廷の設立及び戦犯裁判の重要な根拠の一つとなった。

1945年9月2日、日本は降伏文書に署名し、併せてポツダム宣言にある条款を受け入れた。1946年1月19日、マッカーサーは連合国最高委員会の決定に基づき、東京において国際軍事法廷を設置する『特別宣言』、及び『極東国際軍事法廷憲章』を正式に宣布し、軍事法廷が成立した。東京国際法廷以外にも、中国の南京等の10都市、マニラ、シンガポール、ヤンゴン、ホーチミン、ベルリン等でも日本戦犯を審理する法廷が設立された。東京の戦犯軍事法廷ではA級戦犯を審理した。即ち憲章で規定するところの“平和を破壊する犯罪（“平和に対する罪”）”の戦犯であるその他の被害国ではB級戦犯（“通例の戦争犯罪”）、C級（“人道に対する罪”）を審理した。戦犯は主に、ハバロフスク赤十字条約等の国際公約或いは戦時法規への違反を指し、殺人、強姦、残酷な暴力、俘虜虐待、人身拘束などの非人道行為を直接行うか、それを指示した者である。

2. 国民政府戦犯処理委員会

中国は第二次大戦のアジアでの戦場での主要な同盟国（注：ソ・米等）の一つであり、日本の戦犯の処理問題を行う。

戦犯の処理は必ず同盟国の精神に照らして行わなければならない。

1944年5月16日に連合国（注：米・ソ・英・中華民国等の26か国）の戦争犯罪審査委員会は中国で極東及び太平洋分会を設立し、中国政府が分会の議長を担う事を決定した。

日本が投降したのち、蒋介石はラジオ放送で日本に対して「小さな悪に対しては水に流す」「不念旧悪」という寛大政策（注：「徳をもって恨みに報いる」）を発表した。この精神の下で国民政府は日本人戦犯の審理の準備を開始した。

1945年12月6日、国民政府は戦犯処理委員会を設立。この委員会は軍令部、司法行政部、連合国戦争犯罪審査委員会等から構成された中央専門戦犯処理機関であり、軍令部が招集し主たる責任を負う。

この委員会の主要な仕事は戦犯を逮捕、調査等の命令を発布し戦犯の名簿を提出し、審判の執行状況を審査する事などである。

国防部軍法局は戦犯課を設立。司法行政部の戦犯課の仕事は主に戦犯の犯罪資料の収集、法廷での訴訟案件の指示である。軍法局戦犯課の仕事は中国各地の軍事法廷の判決を主に審査する事である。

その後、この戦犯処理委員会は二つの部局を設けた。

第一部局の仕事は同盟国間の極東国際軍事裁判（注：いわゆる「東京裁判」）の連絡事項であり、戦犯の引き渡し事項である。第二部局の仕事は主要には「戦犯の罪行調査名簿」の作成、中華民国法、国際法に基づいて戦犯の犯罪行為を確定し、それに基づいて初歩的に量刑を定める意見書を提出する事である。

日本人戦犯を審理する法律の条令を定める

1946年2月、国民政府軍事委員会は「戦争犯罪の裁判規則」等々を審議し採択した。更に国内外の法律の専門家を招へいし、35条からなる「戦争犯罪裁判条例」を作り詳細な規定を定めた。

主要内容：一．戦犯の定義を明確にした。二．戦争犯罪の発生期間は1931年9月18日（注：9.18「満州事変」）から1945年9月2日（注：日本がポツダム宣言の降伏文書を調印した日）までとする。三．指導者の責任を追求する。四．上官の命令で犯罪をしたという責任転嫁は許されない。五．量刑の基準は罪行の軽重に基づき、七年の有期刑から死刑の基準。

1946年10月25日、戦犯処理委員会は会議を開き大所高所から戦犯を処理し迅速に処理業務を終える事を決定した

極東国際軍事裁判の33名の戦犯は別にして、国民政府戦犯処理委員会が名前を列記した戦犯は合計1575名。1948年7月委員会は解散。国民政府が発布した戦犯の案件は2200余件。死刑が145人、有期刑が400余人で残りは無罪で送還。1949年4月国防部軍事裁判は終了した。

3．南京戦犯裁判軍事法廷の成立



戦争犯罪処理委員会（国民政府戦犯処理委員会）の規定に基づいて、1945年12月中旬、戦犯軍事法廷がそれぞれ南京、上海等10か所で成立した。南京法廷は国防部の直轄であるが、その他はそれぞれ各地の管轄で裁判を行う。

1946年2月15日、南京戦犯裁判軍事法廷が成立し、当初は「中国陸軍総司令部裁判軍事法廷」と称したが、7月に「国防部戦犯裁判軍事法廷」と改称した。1947年8月15日命令により上海軍事法廷と合併し、上海に職員を派遣した。1947年末に各地の法廷は全て撤収し、ただ南京の法廷のみが残った案件の審理の責任を負った。1949年4月30日に南京法廷も終了した。

国防部戦犯裁判軍事法廷は戦争犯罪裁判条例に基づいて、国防軍法局と司法行政部から

派遣された職員によって構成され、裁判は裁判長、裁判官、検察官、通訳等々から成る。裁判長は石美瑜である。

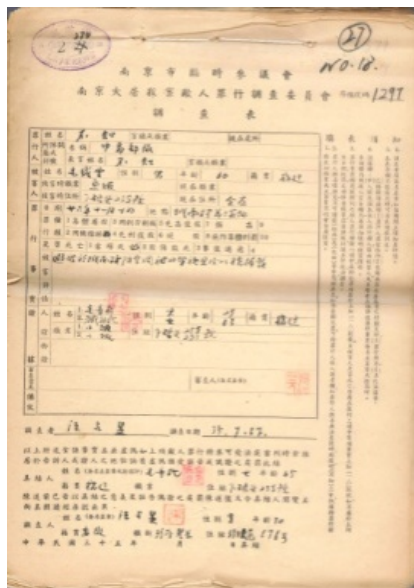
戦犯の決定と引き渡し

法廷が裁く戦犯は主に国防部、司法行政部から移管された戦犯、各地から護送された戦犯、駐日中国代表团から引き渡された戦犯等々である。

初歩的な統計によると、南京軍事法廷が1946年2月15日に成立してから1947年12月25日までに裁いた戦犯は102人、その中で死刑6人、無期10人、有期12人。師団長以上の高級将校は15人で、銃殺刑になった谷寿夫、酒井隆（注：二人とも陸軍中将）、岡村寧次（中国派遣軍総司令官 注：彼は何と！後に無罪放免され1949年1月日本へ）等の15名である。C級戦犯は向井敏明、野田毅（注：この二人は“100人斬り競争”で1948年死刑）等7名の下級兵士と2名の憲兵である。

二、南京大虐殺事件の立件と帰結

1、裁判の立件と準備作業



抗日戦争が開始されてほどなく、国民政府及び民間機構は早くも中国侵略日本軍の戦争犯罪に対する調査を始め、南京大虐殺に関する資料を蓄積してきた。例えば、敵人罪行調査委員会の調査がある。1945年10月、戦争犯罪処理委員会が成立した。（左写真）

南京大虐殺事件に関する証拠集めは、戦後、国民政府の最も重要な案件と見なされた。戦後における日本軍暴行の罪証収集の作業は、主として二つの重要な機構が責任を負った。当初は、南京市敵人罪行調査委員会主導の下に行われ、この調査委員会は1945年11月7日に成立し、南京市政府、首都警察庁、国民党南京市党部、憲兵南京市区司令部、軍事委員会調査統計局、国民党中央調査統計局、三民主義青年団南京支部、南京市労働組合、農民組合、紅

十字会、商工会、首都地方裁判所、首都医師会、弁護士会等十四の機関・団体で構成され、首都地方裁判所の主席検察官陳光虞が幹事を担った。この会は各機関・団体の性格に照らし、日本侵略軍の南京における罪行をそれぞれが調査した。例えば、労働組合は工場を調査範囲とし、商工会は商業界を調査対象とした。あらゆる資料は、各機関・団体による取りまとめ整理を経て、総て委員会に送られ、第一段階の審査を行い、さらに陳光虞が法にもとづいて処理した。日本侵略軍の南京大虐殺事件については、この委員会が専門的な調査、研究、処理をした。

1946年6月23日、南京市臨時參議会のよびかけで、南京大虐殺事件敵人罪行調査委員会がつくられ、議長陳裕光を主任とし、參議員全員は当然委員となり、その政府機関や社会団体からは表面的に更に広く募り、憲兵司令部、紅十字会、国際問題研究所、南京回族總會、金陵大学、難民救済所などの人々及び大虐殺当時南京に残留した人々の代表を委員として招聘し、さらに関係部門の責任者と知名人を顧問として招聘した。委員会には、正副主任を各一名設けて、日常活動を統括し、別に総幹事一人を設け、日常事務を処理した。調査、会計監査、編集二班はまだなかった。各委員は、一組が仕事をするには、各組に幹事一人と事務員数人を置くことが認められた。この委員会が成立したのち、ひたすら市民に対して次のように広報した。「民国26年〔1937年〕南京が陥落したとき、敵はわが市民に対してかつて大虐殺を行った。現在、私は確証を調査して、極東裁判に参考資料として提出する。それら下手人達を南京に引っ張ってきて、裁判にかけ、その判決を執行する。すべての市民の方々が、私たちに最大限のご協力を下さるようお願いする。」と。

委員会の調査内容は、主に南京大虐殺の犯罪者、被害者、犯罪事実、証拠などを含むものである。委員会は、各区に調査班を設け、全体委員は分担あるいは分業して、日本軍による南京大虐殺の証拠を捜し集め、審査班の審査を経て、この委員会全体会議の審査にかけ、その後、首都地方裁判所の検察官に引き渡し、司法行政部に報告して処理する。委員会は、『南京大虐殺事件・敵人罪行種類調査票』『南京大虐殺事件・証言可能な被害者氏名・住所票』『南京大虐殺事件・男女死傷者統計表』を作成し、同時に日本軍暴行の数多くの写真も集めた。

1946年11月11日、南京大虐殺事件敵人罪行調査委員会の仕事は南京市參議會に移され継続処理された。委員会から參議會への移行までの間に、同会が調査した敵人罪行事件調査数は総数で2784件にのぼり、極東国際軍事法廷及び中国戦犯審判軍事法廷のために、日本軍による南京大虐殺事件について、大量の原資料と有力な証拠を提出した。

南京大虐殺事件罪行調査を基礎に、戦犯処理委員会は1946年12月25日に立件を決定した。立件の後、関係する罪行統計により、南京大虐殺事件戦犯総計83名の名簿を公表し、被告の氏名、階級、所属組織が確定した戦犯59名、そのうち師団長以上の戦犯は12名、下級部隊の指揮官47名である。関係する犯人の逮捕の駆け引き、或いは引き渡しが始まるにつれ、中国側は連合軍総司令部に引き渡しを要求したが、さまざまな原因、すなわち、松井石根A級戦犯は引き渡せない、皇族は起訴できず、中島〔今朝吾〕、柳川〔平助〕等はすでに死亡し……、引き渡されたのは、B級戦犯の谷寿夫、C級戦犯の田中軍吉、向井敏明、野田毅などで、公表された戦犯名簿から見れば、逮捕或は引き渡されたのはやはり少数であった。

2、法廷の審理と戦犯の弁明

南京法廷が審理した南京大虐殺事件に関連する戦犯の主要人物は、谷寿夫、向井敏明、野田毅と田中軍吉である。谷寿夫（第6師団長、中将指揮官）は単独審理となり、向井敏

明と野田毅及び田中軍吉は「百人斬り競争」で併合審理となった。

A, 谷寿夫の裁判

谷寿夫は 1882 年生まれ、日本陸軍士官学校、陸軍大学を卒業。1928 年、済南事件に関与し中国外交官を虐殺。1937 年 8 月、第 6 師団を率いて中国華北等に侵入。後に、上海、南京に侵入。1946 年 2 月 2 日、谷寿夫は連合軍総司令部に逮捕され、東京巣鴨プリズンに入獄。1946 年 8 月、中国に引き渡されました。南京戦犯審判軍事法廷は、谷を「中国侵略の最重要戦犯」とであると認定した。



1946 年 8 月中国に引き渡される谷寿夫

1946 年 10 月 19 日、法廷検察官陳光虞が、まず谷寿夫に対して尋問し、その後一ヶ月余りの間に法廷で 6 回尋問した。しかし谷寿夫は、南京で虐殺を行ったことを極力否定した。12 月 18 日、谷寿夫は、『我が部隊の、昭和 12 年末南京戦役中の状況に関する陳述』を提出したが、それは自己の罪行を弁解するものであった。つまり、1. 第 6 師団主力は中華門外一帯に駐留し、当時付近には住民はいなかった。「南京の不幸な事件の中心は、城内中央部以北、下関方面

の揚子江沿岸及び紫金山方面であり、この地域の主力は、第 16、9、11、110、12、2 等の各師団と重藤支隊旅団等の兵団の作戦区で、わが第 6 師団とは無関係である。2. 第 6 師団は 1937 年 12 月 21 日、すでに基本的には蕪湖に移駐しており、故に南京城内の虐殺とは無関係である。3. 谷自らは、部下に対して厳格さを要求し、部下の犯罪行為を決して容認しなかったのので、部下が決して犯罪行為をしていないと確信する。」谷寿夫は南京大虐殺の事実があったことは認めるが、しかし、それは、自己の統率する第 6 師団とは無関係であり、他の部隊の行為であるに違いない、という。

1946 年 12 月 31 日、軍事法廷は大量の調査と度重なる審問によって、正式に平和破壊の罪と人道に対する罪で谷寿夫を起訴し、法廷での審理を要請した。起訴状は、主として被告人の主要情報、犯罪事実、起訴理由、証拠及びその犯罪の適用条文と、量刑、並びに罪行総数表に基づいて列挙される具体的暴行の証拠関連の附件であり、また殺人乃至強姦と、略奪乃至恣意的な財産破壊の二つに分けて詳細に列挙された。検察官は、戦争期間において、戦争法規と人道主義原則に違反し、部下の任意の殺戮、略奪、強姦などの罪行を容認、指図したことを告発した。

谷寿夫は、1947 年 1 月 15 日、法廷に「申弁書」（弁明書）を提出し、そのなかで谷寿夫は、まず自己の部隊はいかなる暴行も存在しないと否認し、起訴状に挙げられている暴行について、次のように述べました。すなわち、1, 「かつて見たことも聞いたこともな

いし、黙許、黙認したこともない、もちろん、そのような命令を下したこともないし、関連する報告を受けたこともない。また、住民等からの陳情も、告発も受けたことはない。」あわせて、第6師団の行為は厳正であり、紀律違反の行為は決して存在しないと主張した。



2. 当時、中華門一帯は殊に激戦地であったため、住民は避難して全く空になっており、従って虐殺となる対象は皆無であった。3. 彼の部隊は中華門一帯にあり、南京大虐殺事件は、日本軍の「中島」部隊、「末松」部隊及びその他の部隊がその責任を負うべきである。彼の部隊は12月下旬にはすでに蕪湖に向かっていたのであり、何等責任を負うものではない。谷寿夫のこの後の法廷での弁明は、基本的に上述の論理によるものであった。

法廷は、検察側の起訴状を受け付けた後、再び大量の証拠について調査を行った。1947年1月25日－28日、中華門外第11区役場内で臨時調査法廷が開かれ、被害者家族の召還尋問、及び摘発受理が行われ、「連日、この法廷に出向き、聞き取りに応じる人多く、その数六百余人に達する。」（左写真）



同時に、裁判長の石美瑜は、裁判官、検察長、紅万字会の責任者、第11区区长などを引き連れて、中華門外の兵器工場の後の山や、普徳寺など五ヶ所で大虐殺事件における被害者の遺骨埋葬地の実地調査を行った。（左写真）



1947年2月6日、軍事法廷は、勵志社〔注：1929年、国民党政府首脳及び官員のために作られた建物〕の大講堂で、谷寿夫に対する公開裁判を開いた。公開裁判は三日間で、初めの二日は主に証人の召還尋問、最後の一日に弁論法廷を開いた。公開裁判の責任者兼裁判長は石美瑜、裁判官は宋書同、李元慶、葛召棠、葉在増、書記官張体坤、検察官陳光虞、弁護士梅祖芳、張仁徳の全員が出廷、その他には主要証人及び日本語と英語の通訳が出席した。（左写真：勵志社における法廷）

谷寿夫は事前に弁明書を提出し、中華門一帯に駐留する部隊に限るべきと主張したので、公開裁判の時は起訴状のうち中華門地区での暴行・証拠だけが採用された。

検察官の報告が終わると、主席裁判官の石美瑜は、被告が犯した罪行は反人道と平和破壊の罪にあたると宣告し、その後、被告に関係する南京大虐殺事件の尋問を始め、谷寿夫



80歳の老人の法廷での訴え

の主要な罪行について、一つ一つ証拠を挙げた。法廷の尋問について、谷寿夫はなお一貫したずる賢い論理をもって言い訳をし、責任転化を意図したが、法廷に出された明白な証拠を前にして、谷寿夫はまたもや「激烈な戦闘中なので、住民の死傷は免れ難い」と弁解した。

このような証拠提出と尋問が二日続き、その後法廷は弁論法廷となり、被告及び弁護人、被告側証人が審理に参加し、意見陳述が許された。法廷

では、金陵大学社会学教授史密斯（スミス）、歴史学教授貝徳士（ベイツ）と被告側証人小笠原清（当時日本連絡班連絡員）などを含む80余人証人の尋問が行われ、検察側弁護側双方が激烈な論争を行った。

更に充分な証拠を明らかにするために、法廷は2月8日、2月25日、3月3日に分けて公開裁判を開いた。南京大虐殺の幸存者白増栄、梁廷芳両人が最初に証人になった。彼等は、谷寿夫の部隊が中山埠頭で機関銃を用いて5000余の難民を射殺し、その死体を長江に投げこんだという事実を明らかにした。彼等もまた弾に当たって負傷し、長江に投げ込まれながらも幸いにも死を逃れたものである。紅字会副会長の許伝音は法廷に出席して、日本軍が焼き殺し、強姦し、略奪した行為を目撃し、また紅字会の遺骨収集情況について陳

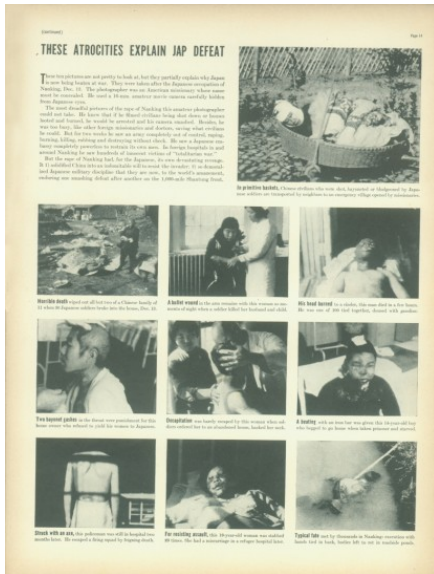


述した。そして法廷が掘り起こした南京大虐殺被害者の遺骨と実地検証の記録を陳列し、監察医潘英才は第6師団の進攻線上に発見した遺骨の多くは銃傷あるいは鉄器によって殴り殺されていると説明した。紅十字会の死体埋葬統計表。証人である金陵大学外国籍教授貝徳士（ベイツ：左写真前）、史邁士（スマイス：左写真後）と被害者家族姚家隆、被害者陳の二人の娘、はそれぞれ見たこと経験したことを述べた。被害

者である陸家の李秀英、目撃証人である鼓楼病院の程結証人、京字第一号証拠等血まみれの写真、影像資料が出された。南京各社会团体による日本軍南京大虐殺に対するたくさんの調査記録と調査総括報告が公表された。同時に法廷は、日本軍第6師団将兵が南京大虐



殺期間中に書いた日記を捜し出して提示した。アメリカのマギー牧師が撮影した日本軍暴行及び中国民衆の被害状況のドキュメントフィルム（左写真）、そして日本軍が自分の功勞を見せびらかすために自分で撮った日本軍新街口虐殺現場の記録フィルム等の証拠が放映された。戦時中の米国『ニューヨーク・タイムズ』の南京駐在記者（ダーディン）が書いた『南京大虐殺目撃記』が読み上げられ、英国『マ



1938 年 5 月米国の雑誌『ライフ』に掲載されたマギーの撮影したフィルムの写真

軍事法廷裁判官と法廷に出された頭蓋骨



提出し、そのなかで特に指摘したのは、彼に対する判決は「将来の東洋平和ないし重要な中日親善に重大な陰影を与えかねない」というものであった。しかし、国民政府主席の批判を受け、再審請求はすべて却下された。

B. 向井敏明、野田毅と田中軍吉に対する裁判

田中軍吉は、東京人で 1905 年生まれ。日本陸軍士官学校を卒業。1937 年 8 月、中国侵略日本軍に従軍して華北に侵入、この時、日本軍第 6 師団・第 45 連隊中隊長、大尉。南京大虐殺の期間中、日本軍谷寿夫師団の大尉として、「名刀助広」（田中の愛用した軍刀）を携えて、三百人を超える民衆の首を斬った。1947 年 5 月、中国に引き渡された。12 月 12 日、南京戦犯軍事法廷で戦犯田中軍吉に対する公開裁判が行われた。

戦犯向井敏明と野田毅については、向井敏明は山口県出身、1937 年、日本軍第 16 師団・片桐連隊・富山大隊・砲兵小隊長。野田毅は鹿児島出身、1937 年、日本軍第 16 師団・片桐連隊・富山大隊副官。公開され、記録されている中で、戦犯向井敏明と野田毅は、中国侵略日本軍の南京攻略戦前後において、「百人斬り」競争の暴行を実行した。そのこと

ンチェスター・ガーディアン』の特派員ティンパーリーが 1938 年初めに編著した『外国人の見た日本軍の暴行』などが示された。谷寿夫裁判の前後 5 ヶ月余には、関係証拠 4、5 千件の多きに達し、証人は 500 余人になった。

1947 年 3 月 10 日、法廷は最終的に「谷寿夫は、作戦期間中、兵が捕虜及び非戦闘員を虐殺し、また強姦し、略奪し、財産を破壊するのを放任し、よって死刑に処す」との判決を言い渡した。判決書の内容は二つの側面に及ぶもので、一つは、谷寿夫が指揮官として南京大虐殺事件に責任を負い罪行を犯したというもの、いま一つは、谷寿夫とその他日本侵略軍が南京で犯した罪行、すなわち、南京大虐殺事件に対する判断で、「日本軍は南京での集団虐殺事件を 28 件起こし、

虐殺した人数は 19 万余人、散発的な虐殺事件が 858 件あり、死体は慈善機構によって埋葬されたものが 15 万余になる」。

谷寿夫は判決を不服として、その後、3 月 18 日と 3 月 24 日に分けて『控訴書』と『追加控訴書』を提出し、不服理由と再審請求を



は、『東京日々新聞』（現在の毎日新聞）の報道にある。それは、1937年12月5日、12月12日で、『「百人斬り」大勝戦』、『百人斬り「超記録」』と題され、前後してこの残忍な「競争」を報道し、加えて、「浅海、光本両特派員、五日、句容発」「浅海、鈴木両特派員発、十二日、紫金山山麓にて」という署名入りで新聞の冒頭に掲げられ、中国侵略日本軍少尉軍官二人が、微笑して軍刀をついて立っている大きな写真が載せられていた。

1947年10月、両名戦犯は中国に引き渡され、12月18日に公開裁判が開かれた。

彼等の逮捕はすこぶる劇的でした。中国駐日代表団の担当者は『東京日々新聞』の紙上で向井敏明と野田毅の「殺人競争」の報道と写真を見ており、そこで連合国軍に追究するように申請した。連合国軍調査課課長理リチャード・オルソン（音）は、厚生省が保有する二人の住所により、国際憲兵を連れて捜査に出向いたが、うまくいかず戻ってきた。

1947年初め、中国駐日代表団参謀趙鴻福は、韓国人朴在文のある密告を得た。すなわち、南京大虐殺時に殺人競争をやった日本軍将校の一人である田中軍吉大尉が、「東京に潜んでいるが、中国が殺人競争の下手人を急いで捜して処罰しようとしているのを知って、すぐさま逃げようとしている」とのこと。また、田中が刀で殺人している二枚の写真、及び田中の所属する部隊の刊行物『皇兵』一種、そこには300人を斬殺した田中及び愛刀の「助広」が載っているものを提供した。そこで中国側は連合国軍に逮捕を求め、ある日、国際憲兵が赤坂の魚丸店で田中軍吉を逮捕した。田中から野田毅が鹿児島にいることを知り、その結果、野田をその町で逮捕し、野田毅の所で向井敏明を住所を知り、彼も逮捕された。

向井敏明、野田毅と田中軍吉の三人は、いずれも南京大虐殺における俘虜及び非戦闘員を直接大量虐殺した日本軍下級軍官で、事情は似ているので、事件は併合審理されました。1947年12月18日、南京軍事法廷は、野田毅、向井敏明、田中軍吉に対して公開裁判を開きました。裁判長は石美瑜、裁判官李元慶、孫建忠、龍鐘煌、張体坤で、検察官は李睿、主任書記官施泳、被告弁護人崔培均、薛誦齊、陳嗣慶です。

向井敏明、野田毅両人は南京で犯した殺人競争という暴行で起訴され、軍事法廷の検察官李睿は、1947年12月4日、軍事法廷に公訴提起した。12月18日、公開裁判が開かれるや両人はその罪行を堅く否認し、口を揃えて決して殺人競争をしたことはないと断言した。裁判官龍鐘煌が、浅海、光本等の『東京日々新聞』の「百人斬り」の報道と写真を見せると、彼等は初め、甚だしいことに浅海、光本記者を知らないといったが、審判のなかで知っていることを認めた。しかし、野田毅と向井敏明は「『東京日々新聞』」に書いてあることは嘘だ、浅海記者が専ら戦意高揚のためにしたことであり、日本女性の羨慕を得て、早く仲睦まじい夫婦を持ちたいと望んでのことである。従ってまったく信用できない記事で



1947年12月18日、南京軍事法廷での野田、向井、田中

ある」と弁解した。その後、裁判官龍鍾煌が、さらに1937年12月の英文『ジャパン・アドバタイザー』と1937年12月の『大衆時報』の「百人斬り」に関する報道を出し、「日本の中国侵略戦争の期間、日本当局は軍事ニュースの統制検査に充分嚴重な注意を払ってきており、『東京日々新聞』は日本の重要な媒体であり、もし被告等のこのような殺人競争の事実がないならば、まったくの虚構を、巨大な紙幅を使って二人の被告を宣伝するということに理があ

ろうか、と反駁した。いわんやこの新聞に掲載されていることは、すでにこの法廷で上述のさまざまな証拠を引用して事実の証拠として確定しているのであり、通常の伝聞者ではなく、自ずと判決の基礎となるべきものである。殺人競争の凶悪さをもって結婚の広告とし、女性の歓心を惹こうなど、現代の人類史上前代未聞のことである。その抗弁の各所が、すべて信ずることができない」と述べた。

1947年9月20日、軍事法廷・検察官李睿は田中軍吉に対して公訴を提起した。12月18日公開裁判が開かれ、田中軍吉事件の内容がかなり明確に述べられ、証拠は確かであり、弁論は比較的少なかった。初め、彼は南京における殺人を否定した。検察官が提供した『皇兵』一冊中、田中軍吉とその軍刀助広の写真の一節について、田中は写真でシャツを着ているが、南京大虐殺は冬であり不可能である、と弁解すると、検察官は、暴虐な虐殺は完全に外套を脱いでおこなわれ得たと指摘した。彼はまた湖北省で俘虜になった中国遊撃隊員を斬殺したと弁明した。検察官は俘虜の殺害もまた犯罪であると指摘した。法廷は最後に、田中軍吉、向井敏明、野田毅に対して、作戦期間中、共同して連続して俘虜及び非戦闘員の虐殺をおこない、よって死刑に処すとの判決を出した。

すべての法廷の審理から見て、基本的に法廷手続きに適合し、規範、公正、厳密という精神を體現し、被告に抗弁の権利が与えられ、検察側の提出した証拠に基づき、事実に基づき、関連する法律条例をもって規範となし、戦犯嫌疑人が有罪かどうか、何の犯罪を犯したかを確定し、最後に相応の判決を下した。

谷寿夫、向井敏明、野田毅、田中軍吉等はB、C級戦犯として死刑判決が下され、前後して南京雨花台で銃殺刑に処せられた。

三 極東国際軍事法廷での戦犯裁判

1946年1月19日、マッカーサーは連合国最高委員会の決定に基づき、極東国際軍事裁判所の「特別宣言」及び「極東国際軍事裁判所憲章」を東京で設置することを正式に公布した。1946年2月18日マッカーサーはオーストラリアのクイーンズランド州最高裁判所長官のウィリアム・ウェブ（William Webb）爵士を裁判長に、そして、中国（梅汝璈）、ソ連、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、フィリピン、カナダ、ニュージーラン



ド、インドを加えた 11 カ国 11 名の裁判官（写真・3 番目）及びジョセフ・キーナン（Joseph B. Keenan）総検察官とその他 30 名の検察官（中国の向哲浚を含む）（写真・下）を正式に任命した。

連合国は当初 70 人を A 級戦犯としていたが、後に案件があまりにも膨大で複雑な事を考慮して二団に分けて審理することを決定した。東京裁判では第一回 28 名の A 級戦犯を審理予定だったが、その内 3 名が病死又は精神障害の為訴追免除となり、実際は 25 名の A 級戦犯の裁判を行った。

28 名の被告の為に弁護をした弁護士は 100 人にも達し、その内 75% が日本人弁護士で、25% がアメリカ人弁護士だった。日本の戦犯が招聘した弁護団は、戦争中活躍した政治家、軍人、官僚、右翼分子、更に、日本の皇族も証人として招いた。

東京裁判は 1946 年 5 月から 1948 年の審判終了まで約 2 年 7 カ月の間開かれた。その間 818 回開廷され、法廷記録は 4.8 万ページ余りになり、出廷し証言した証人は 419 人に達し、呈示された証拠文書は 4000 件以上になる。判決書は 1213 ページにもなり、20 万人もの傍聴人を引きつけ、その規模はニュールンベルグ裁判をしのぎ、人類史上最大規模の国際裁判と言われ、又、第二次世界大戦終結後世界で発生した最も重大な政治事件の一つである。

南京大虐殺事件が極東国際軍事法廷の判例となる

東京裁判の対象は主に A 級戦犯による「平和に対する罪」で、「通例の戦争犯罪」及び「人道に対する罪」も含まれる。検察側は彼らの地位や影響による「指揮官責任」（command responsibility）の原則に基づき、上級機関（政府指導者を含む）が直接暴

行を命令したという犯罪の証拠を必要としないが、検察側は三つの事を証明しなければならないとした。それらは、一、戦争犯罪は系統的なもの、もしくは、普遍的に存在するものなのか。二、被告は部隊が犯した残虐行為を了解していたのか。三、被告はそれらの残虐行為を阻止する権力や権限を有していたのか。これは南京大虐殺、ひいては日本軍による他の主要な犯罪の指導者責任を認定する重要な側面である。



法廷のA級戦犯

法廷による南京大虐殺事件の証拠集め

1946年3月モロー（Thomas H. Morrow）、大衛（音：ダーウェイ）、薩頓（音：ロートン＝以下同）（写真・下）等が調査を行うため中国へ向かい、5週間の時を経て31名の証人を会見し、「中国からの報告、平民への暴行」という調査報告を書いた。5月24日モロー大佐はキーナン検察官に南京大虐殺に関わった証人を提供し、証拠1.



中国の兵士及び平民虐殺の証人となる費呉生（アメリカの宣教師、目撃者）、徳丁（音：ドレーン「ニューヨークタイムス」記者、目撃者）、孫遠震、脱走した幸存者、梁廷芳、陳福宝； 2. 他の暴行を証言できる証人：許伝音博士、麦卡倫（音：マクリン）牧師、斯邁士（音：スミス）博士、米尔斯（音：ミルス）牧師、貝徳士（音：ベイトス）博士； 3. 南京占領前に平民を目標として爆撃を行った事を証明できる人； マッカーサーの政治顧問小喬治・艾奇遜（音：

ジョージ・アチソン）。関連証拠： 1. 南京地方裁判所検察官陳光虞の陳述、死体を埋めたお墓の写真、報告書； 2. 武藤章による中国侵略は戦争ではなく事変で、捕虜になった中国兵士を管理するための規定の指定はないという尋問中の陳述； 南京占領時南京や近隣に居住していた日本の外交機構員によるたくさんの陳述； これら日本の公民によると、南京にいたたくさんの外国人が彼らに日本兵士の暴行資料を提出したが、彼らは日本の外務省に引き渡したと認めた。

それ以外に、1946年3月下旬、キーナンが中国人検察補佐官裘劭恒を伴い証拠集めの為来中した際同行した国際検察官は13名で、内2名のアメリカ人が南京で実地調査をした。

キーナンは1946年5月2日に手紙を書き、5月30日に命令を下しているが、薩頓（ロートン）が南京に行き南京暴行の更なる調査を行い、関連する証人を東京へ連れて来ることを要求している。6月3日、薩頓（ロートン）は連合国救災総署へ費呉生を探しに行き、彼が河南省開封にいと聞き、6月5日、専用機を出し彼を南京に連れ戻した。6月4日、薩頓（ロートン）は南京に到着し、東京裁判の証人として出席すると連絡。6月12日、日本の厚木空港に到着した15名の証人は、大衛・巴雷特（音：ダーウェイ・パート）、孫（Sun K.）博士、費呉生、王玲斎、貝徳士（ベイトス）、尚徳義、哈羅徳・吉尔（音：ホルト・ギア）、陳福宝、伍長徳、梁廷芳、許伝音、許（Hsu G.J.）、秦徳純、多蘭斯・彼得（音：ダラス・ピート）、勞リス（音：ローリス）。

政府側資料の収集。1937-1938 年南京安全区国際委員会は公文書を整理し、日本の外務省がこれら報告の副本を受理したと表明； 高斯が南京アメリカ大使館に送った電報、漢口の約翰遜（音：ヰェルツン）大使が南京大使館に送った電報、阿利森（音：アリソン）が約翰遜アメリカ駐華大使に送った電報、阿利森がアメリカ国务大臣に送った電報； 特に同盟軍遠征部隊が没収したドイツ外交部の原始文書（ドイツ駐華大使陶德曼がドイツ外交部に渡した秘密文書、内容は馮・法肯豪森将軍が陶德曼に渡した 1937 年 12 月 8 日～1938 年 1 月 13 日に南京で発生した状況を描写した秘密報告）

南京大虐殺事件の法廷尋問

検察側の証人、証拠



1946 年 7 月 25 日より威尔遜医師が出廷し証言し、8 月 20 日になり薩頓が法廷でドイツの駐華大使陶德曼がドイツ外交部に送った秘密文書を読み上げ、一ヵ月の間に検察側は南京暴行の証人、証拠を提出し、弁護側弁護士の尋問と審査を経て、これらの証拠は日本軍が南京で以下の犯罪行為に携わったことを証明した（日本の上層部もこれらの犯罪行為を了解している）



大虐殺、残虐行為、強姦、略奪及び恣意的な財産の破壊。証人威尔遜（左写真・上）、許伝音（左写真・下）、貝徳士、費呉生、約翰・馬吉、尚徳義、伍長徳、梁廷芳； 書面での証言者： 麦卡倫、孫遠霞、李滌生等 10 数人； アメリカ駐華大使が受けたアメリカ副領事の報告、南京地方裁判所首席検察官の調査報告、ドイツの外交秘密文書等。マギーが撮影した日本軍による南京大虐殺暴行行為を記録した映像資料は当法廷で放映された。

日本政府は日本軍による犯罪行為を了解していた。例えば、「安全区案件」は、ラーベ、斯邁士が 1937



年 12 月 16 日～1938 年 2 月 2 日に日本大使館へ報告及び抗議した 425 件の事例； 1938 年 2 月 2 日、国際委員会が手渡した報告は 77 件の個別の強姦事件、4 件の謀殺事件、13 件の略奪事件があり、これは 1938 年 1 月の最後の一週で発生した。貝徳士の証言によると、日本領事館に手渡した報告は東京の外務省に転送された； 駐日アメリカ大使格魯と日本

の広田外相は南京暴行について討論し、1938年1月に途切れなく広田に対し南京での日本軍による暴行行為を抗議し、1月19日広田はその抗議を内閣に提出。日本駐華特命全権公使伊藤述史の証言によると、彼は当時上海の外交使団及び新聞業界との協議責任者で、彼らが日本軍による当時の南京暴行について報告し、これらの報告を検証した際東京の外務省に報告し、全てを外務省に提出； 陶德曼がドイツ外交部に渡した秘密報告は： 暴行や犯罪行為は個別の人によるものではなく、日本軍全体、つまり、日本人による行為だと指摘。

弁護側の証人や証拠に対する質疑。弁護士への尋問： 例えば個別の証人による数字の是非については根拠のないうわさに過ぎず、マギー牧師は多数の暴行行為について証言したが、実際に目にした暴行は5件のみで、被害地点や氏名の提出もない。又、個別の埋葬数の真実性の問題等もある。

松井石根の裁判



東京裁判起訴状の罪状第45条は：「被告荒木貞夫、橋本欣五郎、畑俊六、平沼騏一郎、広田弘毅、板垣征四郎、賀屋興宣、木戸幸一、松井石根（左写真・上）、武藤章（左写真・下）、鈴木貞一、梅津美治郎は1937年12月12日及びその後の日々において非合法的な命令を通じて日本の武装勢力が南京城に進攻することを引き起こし、又それを許し、罪状2の中で示した関係する条約の条項に違反し、国際法に違反し都市住民を殺害し、非合法的に幾千幾万もの平民と武器を捨てた中華民国兵士を殺害、謀殺した。彼らの名前や人数は今のところ已然不明である。」裁判が進むにつれ、検察側の証拠は松井石根、武藤章と広田弘毅は南京暴行に関与し、中でも松井石根が主な責任を負うと明示した。

1947年11月24日、法廷は松井石根の第1回目の審判を行う。弁護士佛洛徳・馬蒂斯は冒頭松井石根による自己の無罪を弁護する12の証言を読み上げた： 上海などの地に出兵したのは日本の国民の安全を守るため； 中国を攻撃したのは中国が理性を回復するように、兄がいう事を聞かない弟にした教訓で、それは愛で憎しみではない； 中国人民を大事にし、保護したと一貫して主張； 私は司令官だが、両軍（上海派遣軍、第十軍）の作戦の協調と指揮が職責で、監督管理及び医務や事務に対し処理権はない； 南京に進攻したのは「南京が抗日の基地になった」から； 暴行は中国兵に押し付け、日本軍は「予防措置」を取った； 南京は5日しかおらず、上海に戻った時に南京に関するうわさを聞いた後、人を派遣し徹底的に調査を行ったが、当時は南京暴行について知らなかった。又質問方式により弁護を行い副検察官諾蘭（カナダ）准将が証言を聞いた。また、

公訴人諾蘭が尋問を行い、松井は南京進攻を強力に主張し、彼は指揮権と上海派遣軍と第十軍を監督する責任を負い、当時から南京暴行を知っており、迅速に制止する措置を取らなかった。松井は日記が戦火で毀損したと語っていたが、実際は保存していた。松井は精一杯包み隠そうとしたが、事実は存在した。後に出版された松井石根の「陣中日記」、上海派遣軍参謀長飯沼守少将の日記、上海派遣軍副参謀長上村利道大佐の日記、十六師団長中島今朝吾の日記でも松井は知っていたと説明されている。松井は軍の風紀の乱れを監督するのは第十軍長柳川の職権だと顕著に責任を押し付けている。

南京大虐殺の証拠は圧倒的な優勢を占めるので、松井の罪を定める時に彼が南京暴行について知っていたかいなかったか、制止措置をとったか取っていないかはとても重要となる。松井の一部下級軍官は、後にある B, C 級戦犯処理について心配しており、肝心な点を避けてその場逃れの証言をするか、極力否認をした。証言者は： 小川関治郎（十軍法務部長）、大内義秀（九師団第七砲兵小隊長）、脇坂次郎（九師団三十六聯隊隊長）、西島剛（九師団十九聯隊一大隊長）、岡田尚（松井の長年の知人で顧問）、日高信六郎（日本駐南京大使参事官）で、検察側によると、以上は反論するまでもない証言だと認識している。検察側の薩頓は中山宁人（華中方面軍司令部参謀）を尋問し、中山宁人によると、松井は南京についての噂を聞いた後制止命令を出し、何度も南京へ視察に訪れたが、大通り、路地にかかわらず、一体の死体も見なかったと話し、薩頓はそのような命令は見た事がないと言うと、中山宁人は口頭での指示だったと話した。中山は少数の強姦や略奪行為しか認めなかった。薩頓は塚本浩次（上海派遣軍法務部長）にドイツ駐華大使がドイツ外交部へ送った詳細な記録がデマだとでもいうのかと反駁した。諾蘭が尋問した際飯沼守（上海派遣軍参謀長）と中澤三夫（十六師団参謀長）は難民に兵士かどうかの検査を行って、兵士だと判断された者は上海に送られたが、送致後結局どうなったかは知らないことを認めた。

南京大虐殺事件と松井石根の判決

1948 年 3 月 29 日最後の法廷が終わり、その後 11 名の判事は判決文を起草した。彼らは多数派（アメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランド、フィリピン、中国、ソ連）と少数派（オーストラリア、フランス、インド、オランダ）に分かれた。フランスの言い分によると、「判決文中法廷が調査した事実に関する部分の全ては起草委員会が準備したもので、その起草委員会は初稿を先ず 7 名の判事で組織された多数派の委員会に渡し、草稿の写しを他の 4 名の判事に渡した。もし草稿を修正するような状況になれば、少数派の討論の観点も多数派に提出するよう要求された。」

（文字版）： 極東国際軍事法廷判決文中日本軍の「南京大虐殺」に対する判決の要約

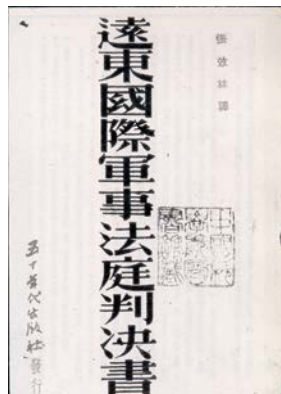
虐殺数： 「日本軍による南京占領後の最初の 6 週間の間で、南京城内及び附近地域で虐殺された平民と捕虜の総数は 20 万を超える。…… この数字は焼き払われた者、揚子江に投げ捨てられた者、及び日本軍に他の方法で処理された死体を含まない。」

南京城が焼き払われた規模： 「放火は数日後に行われ、まるで予定した計画通りに行われたように 6 週間の長きに渡って継続した。その為全市の 3 分の 1 の建築物は破壊された。」



強姦された数： 「日本軍が南京を占領した最初の一ヵ月の間、市内で2万以上の強姦、輪姦事件が発生した。」

松井石根に対する主な判決文は、「彼は事件発生に責任のある軍隊を指揮していた。その上彼はこれらの暴行について知っており、更に権力もあり、軍隊を制御し、不幸な南京市民を保護する義務があった。彼は彼の汚職行為について刑事責任を負う必要がある。」判決は松井石根に死刑を処



した。

法廷が出した結論は： 「日本政府は南京での犯罪について完全に了解している。」

(複製文書)： 極東国際軍事法廷判決文(中文版) A級戦犯南京大虐殺主犯松井石根を絞首刑に処す。

インド判事、フランス判事、オランダ判事は別に反対意見を述べた判決文(dissenting opinion)を書き、ウェッブ裁判長は単独の判決文(separate opinion)を書いたが、実際に南京大虐殺について言及しているのは、オランダ判事レーリン

クとインド判事パールしかいない。オランダ判事レーリンクは日本軍の南京暴行を完全に肯定し、異議はないが、外相広田に責任を負わせることについては違う見方がある。広田は南京暴行についてすでに陸軍相に通知したが、内閣に提出しなかったのは、「外相に当地の軍隊の問題について処理する権限がなかったから」で、明治天皇の娘婿朝香宮を含む松井等80名の軍官が呼び戻されたのは、一種の厳格な規律行為だと彼は認識している。

パールは東京裁判を基本的に否定している唯一の判事だ。これは彼自身の問題による(自己の成長における背景、反植民地の意識形態、インドの植民史、国際法に対する保守的な理解と西洋の植民地主義者への敵意)。日本軍による南京での暴行について彼は東京裁判の法廷憲章の条項に違反しているとして、『起訴状』等55条の罪状に異議を提出している。「『憲章』は「戦争法もしくは戦争習慣に違反している」と判定されたものが犯罪になるとしている。『憲章』は戦争法の順守・確保と違反防止を獲得するための十分な措置を取る法律責任を放棄していることを犯罪としている訳ではない。」ニュールンベルグ法廷は、直接暴行に参加したり、戦争法規に違反した人は戦争罪に当たるに過ぎず、これは事実上松井石根を含む戦犯に罪を定める根拠を否定している。「松井が講じた行動は無効と証明された」、「だがこれらの措置が不誠実だと示す形跡はない。」マギー、許伝音は長期に渡って南京に居住しており、彼らの陳述が「興奮や偏見を持った観察者の描写かも知れず」、これらの証拠を閲読した時に歪曲や誇張を産み出さないのは難しいと確定する勇気がない。ただし、「本件の中で、不利な側面を示すことができる全ての証拠に対し考慮したとしても、日本の武装部隊の隊員が占領地の平民や俘虜に対して犯した暴行の証拠は圧倒的だ」。「日本兵の行為が残虐で、これらの暴行が約3週間の間非常に残酷に行われ、計6週間の間とても激しく継続した事は疑問の余地がない」ともパールは強調している。

少数判事の判断や判決と、一部の日本人による「日本無罪」の論調は、完全に二つの違

った概念だという事が分かる。彼らは明白に間違いなく日本の戦争犯罪を厳しく非難しており、日本支持とは程遠い。少数派判事の反対判決が出たことは、東京裁判が一辺倒でいかげんな「戦勝国による敗戦国にたいする裁判」ではないという事をまぎれもなく説明している。インドとフィリピン判事の参与により、東京裁判は「勝利者による敗者に対する裁判」というよりも「被害者による加害者に対する裁判」という側面の方がはるかに大きい。

四. 軍事法廷による裁判の結果と影響

戦後の裁判には重大な法治主義の意義がある。第二次世界大戦戦犯の国際裁判は、戦後国際秩序を構築する為の重要な根拠で、又現代の国際刑法の主要な根源である。1951 年日本政府がアメリカと締結した『サンフランシスコ条約』の第 11 条は：「日本国は極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の同盟国戦争犯罪法廷の裁判を受諾する」と明確に規定している。これは又戦後日本の民主改革の基礎となった。

総じて言うと、裁判は明文規定がない法律は罪にならないという根拠と正当な手続きを踏むという原則に従った。犯罪嫌疑者の合法的な権利は全て保証された。南京裁判は歴史記録を新たに作り出し、保存しただけでなく、起訴状、判決文、証人と被害者証言及び法廷尋問記録を含み、日本帝国主義が中国侵略をした大量の歴史記録を残した。これらの内容は全て法廷の尋問手続きを経ており、これら犯罪の発生を否認する方法はない。

南京裁判は中国の歴史上重要な意義を持っている。それは中国が初めて戦勝国として公開進行した刑事裁判で、戦争犯罪が行われた現地で執行されたものではない。それは中国何千年の歴史上での重要な進歩だ。南京裁判は第二次世界大戦後ファシスト主義に抵抗した重要で分離することができない構成部分だ。裁判は公開方式で行われ、正義への要求に答えた。石美瑜は香港で日本人記者の取材を受け：「私はこの二人（向井、野田）の家族に言ったのは、もし証拠なしで刑の執行ができるのなら、日本軍で虐殺に関与した全ての軍人は銃殺刑にされるべきだ。だが私達は報復主義を採用していない！」

南京裁判は正義を広め、戦争犯罪を攻撃し、平和を呼び掛けた。当時法廷は検挙と裁判のもろもろの段階で、社会各界の広汎な参与を引き起こした。又、法廷裁判の部分証拠である「南京大虐殺事件」は、2015 年 10 月正式にユネスコの「世界記憶遺産」に登録され、人類が平和を愛し、戦争を遠ざけるための歴史的な文化資源になった。

南京裁判、東京裁判は正当で、裁判は大体において公正に行われた。だが司法の独立上完璧ではなく、政治の影響も受けた。たとえばアメリカは自身の極東政策の必要性から、一部重要戦犯の戦争責任の追及を緩めた。懲役を言い渡された一部の戦犯は減刑され、釈放され、政界へ戻り日本政府の要人になった人たちがさえる；天皇の戦争責任は訴追されず、細菌戦、化学戦の犯罪行為、慰安婦の加害犯罪は審判や清算されず、被害者は賠償されず、財閥の責任も追及されなかった。南京裁判において、国民政府はアメリカの政策に追随し、内戦で忙しかつたので、岡村寧次の裁判等の戦犯裁判に対し徹底されなかった。このことは裁判であるべき効果に一定程度影響した。

東京裁判は国際法に対する総括及び発展で新たに「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が加えられた。東京裁判は個人の戦争責任追及を実現し、国際法の発展に大きく貢献

した。

南京裁判、東京裁判から 70 周年が経ち、この間歴史を回顧し、総括すると、「前事を忘れざるは、後事の師なり」となる。新しい時代に国家や民族の限定を越え、人類文明過程の高きに立ち、南京裁判、東京裁判を考える事は、歴史を正視し未来へ向かう正しい道程になる。

以上

(＊翻訳は「南京全国連翻訳チーム」による)

(訳者註：人名、地名については、初出に限り「音読み」を記しているが、通常日本語による「読み」とはかなりの差違があると思われる。また一部は「漢字表記」のままになっている所もある)